

農業委員・農地利用最適化推進委員の女性登用等に関する申し合わせ決議

平成 28 年 4 月に改正農業委員会法が施行され、平成 30 年 10 月 1 日には全国 1,703 農業委員会で新体制への移行が完了いたしました。同法では、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが明記されています（第 8 条第 7 項）。全国農業委員会女性協議会としても、「女性が一人も登用されていない農業委員会の解消」、「一農業委員会あたり複数の女性の選出」を目標に首長への要請活動等を実施してきました。

その結果、全国で女性の農業委員が 2,758 人（旧体制：2,655 人）、農地利用最適化推進委員が 448 人、合計 3,206 人の女性が登用され、旧体制と比べて 20.7%増の体制強化につながっています。しかし、当協議会の目標を達成し、女性ならではの視点で「農地利用の最適化」の現場活動を推進していくためには、これまで以上に女性の登用活動に取り組んでいくことが重要です。

したがって、下記の事項について申し合わせ、目標の達成および「農地利用の最適化」が十全に進んでいくよう、ここに決議します。

記

1. 女性農業委員・推進委員の具体的な登用目標を決めよう

- ① 女性の農業委員がゼロの委員会はずは 1 名登用する
- ② 女性の農業委員が 1 名いる委員会は 2 名の登用を目指す
- ③ 女性の農業委員が 2 名いる委員会は 3 名以上の登用を目指す
- ④ 推進委員にも女性を登用する

などの各農業委員会が置かれた状況に応じて女性の登用を推進すること。

2. 女性の農業委員・推進委員の登用に向けて、関係機関等へ積極的に働きかけよう

- ① 市町村長及び市町村議会議長に女性登用の重要性を理解してもらおうよう改正農業委員会法の趣旨の周知等の対策を講じること。
- ② 農業委員会の会長に女性登用の必要性を訴えること。
- ③ 女性農業者グループ等の関係団体に候補者の推薦・応募を積極的に働きかけること。

3. 農業委員会の女性組織として積極的な推薦を実施しよう

地域に推薦母体となる女性農業者グループがない市町村については、都道府県段階の女性組織が、委員候補者を地域と調整のうえ、積極的に推薦する取り組みを行うこと。

4. 次代の農業委員・推進委員の掘り起こしに取り組もう

地域で奮闘している女性農業者に対して次代の農業委員・推進委員に就任いただける気運づくりに取り組むこと。

以上

令和 2 年 1 月 9 日

第 10 回全国農業委員会女性協議会総会